

# 教育委員会会議録

( 定例会 )

令和4年6月23日開催

さいたま市教育委員会

- |   |         |        |                            |         |
|---|---------|--------|----------------------------|---------|
| 1 | 期       | 日      | 令和4年6月23日(木)               |         |
| 2 | 場       | 所      | 教育委員会室                     |         |
| 3 | 開       | 会      | 午後2時00分                    |         |
| 4 | 出       | 席      | 教 育 長                      | 細 田 眞由美 |
|   |         |        | 教育長職務代理者                   | 大 谷 幸 男 |
|   |         |        | 委 員                        | 石 田 有 世 |
|   |         |        | 委 員                        | 野 上 武 利 |
|   |         |        | 委 員                        | 武 田 ちあき |
|   |         |        | 委 員                        | 柳 田 美 幸 |
| 5 | 議場      | に出席した者 | 副教育長                       | 小田嶋 哲   |
|   |         |        | 管理部長                       | 栗 原 章 浩 |
|   |         |        | 学校教育部長                     | 千 葉 裕   |
|   |         |        | 生涯学習部長                     | 山 浦 麻 紀 |
|   |         |        | 生涯学習総合センター館長               | 中 村 幸 司 |
|   |         |        | 中央図書館長                     | 尾 崎 尚 子 |
|   |         |        | 管理部参事                      | 玉 崎 芳 行 |
|   |         |        | 学校教育部次長                    | 山 本 高 弘 |
|   |         |        | 管理部参事兼教育総務課長               | 高 木 泰 博 |
|   |         |        | 管理部参事兼教育政策室長               | 丹 能 成   |
|   |         |        | 生涯学習部参事兼青少年宇宙科学館長          | 豊 田 由 香 |
|   |         |        | 生涯学習部参事兼うらわ美術館副館長          | 酒 井 浩 志 |
|   |         |        | 生涯学習総合センター参事兼生涯学習総合センター副館長 | 中 村 和 哉 |
|   |         |        | 中央図書館参事兼管理課長               | 内 田 浩 史 |
|   |         |        | 教育財務課長                     | 竹 内 孝 央 |
|   |         |        | 教職員給与課長                    | 木 村 哲 也 |
|   |         |        | 特別支援教育室長                   | 長谷場 明 博 |
|   |         |        | 教育研究所長                     | 深 津 健太郎 |
|   |         |        | 生涯学習振興課長                   | 辰 市 健太郎 |
| 6 | 会議録署名委員 |        | 石 田 有 世                    |         |

## 7 議事等の概要

- 細田教育長            それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。  
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記                    1名おります。
- 細田教育長            本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可してよろしいでしょうか。
- 各委員                 <異議なし>
- 細田教育長            それでは傍聴を許可します。  
本日の会議録の署名は、石田委員にお願いいたします。  
議案については、議案第31号から第37号までは人事に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員                 <異議なし>
- 細田教育長            それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第31号から第37号までは非公開といたします。  
会議の順番ですが、議案第38号、続いて報告第7号、議案第29号、第30号、第39号と続き、第31号から第37号の順番で審議することといたします。
- 議案第38号 令和4年度教育委員会点検・評価報告書について
- 細田教育長            それでは、議案第38号について事務局から説明をお願いします。
- 教育政策室長           議案第38号「令和4年度教育委員会点検・評価報告書について」を御説明させていただきます。  
お手元の資料、議案第38号、別冊の2ページを御覧ください。  
本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、本日、議案として上程するものでございます。  
5月26日の検討会において御指摘をいただきました部分の修正につきましては、別紙「令和4年度点検・評価報告書検討会後の修正箇所一覧」にまとめてお示しをさせていただいております。

ここでは、主な修正箇所について説明をさせていただきます。別冊の5ページを御覧ください。「2 令和3年度の教育委員の主な活動」の表中「学校訪問」につきまして、教育長と教育委員が、同じ目線にたって、2年間で全校を訪問するように変更したため、教育長の学校訪問についても教育委員と同様に記載していただきたいとの御指摘をいただきましたことから、教育長の学校訪問を含めた形に修正いたしました。

続きまして、12ページを御覧ください。『1(1)さいたま市GIGAスクール構想』におけるICTを活用した学びの改革の「今後の方向性」につきまして、内容が乏しいとの御指摘をいただきましたことから、「ICTを活用した学び」及び「データの利活用」について、令和4年度における取組を記載いたしました。「ICTを活用した学び」につきましては、「個別最適な学び」「探求的な学び」を実践するための「学びのポイント」の作成、及び管理職、エバンジェリストを中心とした、ICT利活用による学校における働き方改革について記載をいたしました。「データの利活用」につきましては、ダッシュボードの作成について記載をいたしました。

続きまして、37ページを御覧ください。「2(1)グローバル・スタディの充実」につきまして、CEFRの意味が分かりづらいため、日本の英検等と対照させ、どの程度の英語力なのかを、より分かりやすく表記すべきとの御指摘をいただきましたことから、ページ下にCEFRと実用英語技能検定等との対照表を追記いたしました。

続きまして、67ページを御覧ください。「3(2)図書館を通じた生涯学習環境整備の推進」の「子ども読書活動の推進」につきまして、「実績・成果」に定期刊行物である「本は王さま」等についても記載していただきたいとの御指摘をいただきましたことから追記をいたしました。

続きまして、96ページを御覧ください。「4(3)チャレンジスクールの充実」につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことや、工夫した点についても記載していただきたいとの御指摘をいただきましたことから、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取組」の「実績・評価」に、コロナ禍以前との比較等を追記いたしました。

また、100ページの「教育委員会の自己評価」につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて文言を追記いたしました。

続きまして、104ページを御覧ください。「5(1)持続可能で質の高い教育環境整備の推進」の「学校水泳授業の民間委託」につ

きまして、「実績・成果」の事後アンケートの結果について、子どもたちだけでなく、保護者や教員の意見等についても記載していただきたいとの御指摘をいただいたことから、保護者や教員の意見等を追加いたしました。

また、104ページの「今後の方向性」につきまして、武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の説明会について、今後の方向性を記載していただきたいとの御指摘をいただきましたことから、追加をいたしました。

続きまして、105ページを御覧ください。「5（2）学校における働き方改革の推進」につきまして、ペーパーレス化等が進んでいないように感じるため、「今後の方向性」に記載を追加していただきたいとの御指摘いただきましたことから、「学校だより等の学校から発出する文書をペーパーレス化する等、ICTを活用した業務効率化を引き続き実施していく」との文言に追記・修正をいたしました。

続きまして、106ページを御覧ください。「5（3）教員の資質能力の向上」の下の表中「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取組」の「授業の達人大公開」につきまして、もっと具体的に記載していただきたいとの御指摘をいただきましたことから、「実績・成果」に取組内容や再生回数等を追記いたしました。

最後に、116ページを御覧ください。今般のロシアのウクライナ侵攻について、教育委員会としての受け止めを記載していただきたいとの御指摘をいただきましたことから、巻末の「V 結びに」の冒頭に追記をいたしました。

以上、御指摘いただきました部分の修正のうち、主なものについて、説明をさせていただきます。本日、議決となりましたら、今後は、117ページにございますとおり外部有識者の方々による「さいたま市教育行政点検評価委員会」を7月、8月に計3回開催し、そこでの御意見を付記した上で報告書として作成し、市議会9月定例会に提出するとともに公表する予定でございます。

以上で説明を終了いたします。御審議の程、よろしく願いいたします。

細田教育長

それでは、各委員の皆様、前回いただいた御意見等は漏れなく反映をさせていただいているところではありますが、その反映させていただいた内容について、また他の部分についてお気づきになられたところはありますでしょうか。

武田委員

色々とお配慮をいただきありがとうございます。

細かいところではありますが、67ページの図書館に関するところについて、定期刊行物には「としょ丸しんぶん」もいただければよいのではと思います。

また、もう一点、先日においても大きな話ではありましたが「V 結びに」についてです。深く御検討いただいた文章を付けていただき感謝しております。教育委員会の立場としては、これ以上のことを書くのは難しいというのと、できる範囲で踏み込んでいただけてよかったですと思います。

先日、指扇中学校に学校訪問に伺わせていただいたのですが、この学校の校長先生は美術の方なので、学校中をデコレーションされておりまして、天井には蝶々が舞っており、足元に目を向けるとペットボトルに色水が入ったボトルアートが綺麗に並んでおり、明るく美しい学校でありました。学校全体が美術館のような学校でして、その中でもボトルアートは基本的にレインボーカラーとなっておりますので、いわゆるLGBTQ、ダイバーシティに配慮しているという、何気なく子ども達に訴えるかたちになっておりました。

また、一本の廊下がウクライナカラーで、青と黄色で配色された「ウクライナの廊下」になっており、世界で起こっている出来事を子どもに押し付けるのではなく、子ども達の目を向かせる、大人達はこうゆうものを見ているんだよ、と伝えるかたちになっていて現場は進んでいるのだなと感じたところです。校長先生の意識によって差があるのですが、やはり教育委員会として目指す人間像にとっては、世界の窓となる学校を作っていくということで、さらに今後も踏み込んだかたちで何かができればよいと思います。

昨日の報道でありましたが、関連するところでは、厚木市で子ども達が描いたキッズゲルニカ、ピカソのゲルニカと同じサイズで描くものが神奈川の様々な学校に展示されているという話がありまして、このキッズゲルニカは20年以上前からあるもので一例ですが、こうゆうものをさいたま市に呼んでくることや、教育委員会というのは学校現場を牽引する立場にあると思いますので、様々な事業を検討していただくとともに、「V 結びに」において、最初にこのようにお書きいただいたのは適切であったと思います。

教育政策室長

67ページの部分については、「としょ丸しんぶん」を追記させていただきたいと思います。

野上委員

表紙の裏に市民憲章が載っており、とてもよいことだと思うのですが、多くの市町村でも市民憲章はありますが有名無実化している、市民が知らないということが実態でもあると思いますので、子ども達に

郷土愛も含めて、教育活動の中でも永く展開していただきたい。そのため、教育活動の中で、子どもたちという意味での文言を追記していただければと思います。

教育政策室長 貴重な御意見ありがとうございます。今後、教育活動における市民憲章の取扱いについても含め、検討をさせていただきます。

大谷委員 多くの時間を掛けて議論してきたわけですが、事務局におかれましても丁寧に修正していただき感謝しております。修正いただいた内容についてはこれでよいと、異存はありません。

細田教育長 私からも2点よろしいでしょうか。  
105ページの「5（2）学校における働き方改革の推進」ですが、「＜今後の方向性＞」の部分が縦割りのようになってしまっており、私自身、反省するところでもありますが、いまこの働き方改革については教職員人事課や教育研究所が突っ込んだ議論をしております。デジタルを使うことでの物理的な働き方改革の側面と、学校、教育という特殊な働き方における一人ひとりのWell-beingにつながっていくような豊かな人間関係等の側面、そういった二つの視点で働き方改革をしていこうと進んだ議論をしておりますので、そのような部分についても追記をしてください。

次に、107ページの「5（3）教員の資質能力の向上」ですが、教員免許更新制が発展的解消されるという、いよいよ7月1日に施行されるわけですが、教育委員会が何を考えているのか、何を考えていくのかを、ここで丁寧に追記していかないといけないと思います。

その他に、修正部分やその他の部分について御意見等はいかがでしょう。

それでは、議案第38号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第38号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

報告第7号 令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

細田教育長           それでは再開します。報告第7号について事務局から説明をお願いします。

教育財務課長       それでは、報告第7号「令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」を御説明させていただきます。

資料は、お手元に配布してある別冊の資料1ページから9ページまでとなります。

資料の2ページをお願いします。この報告の内容は、令和4年さいたま市議会6月定例会に追加提出する「さいたま市一般会計補正予算」の教育費部分についてですが、緊急に処理する必要があり、教育委員会会議の招集をするいとまがなかったことから、臨時代理させていただいたものでございます。

7ページをお願いします。提案理由でございますが、今回の補正予算は、6月定例会に追加提出する国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴い、質や量を保った給食の提供が確保されるよう、学校に対し、食材の物価高騰分を支援することについて、市長に申出するものです。

ページは戻りまして、資料の4ページをお願いします。別表「歳入歳出予算補正」でございますが、補正額は、3億3,897万7千円となります。

続いて、6ページになりますが、事項別明細書となります。詳細を説明いたしますので9ページをお願いいたします。健康教育課所管の「学校給食管理運営事業」でございますが、国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴い、児童生徒に対する栄養バランスや量を保った学校給食の提供を確保するため、学校給食用食材の物価高騰分の経費について、補正を行うものです。次に、右上の財源内訳をご覧ください。教育委員会としての歳入補正予算はございませんが、特定財源として、18款国庫支出金として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3億3,787万5千円充当し、本事業を行うものでございます。

説明は以上でございます。

細田教育長           何かありますか。それでは、この件は終了とさせていただきます。

議案第29号   さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について



細田教育長 続きます。議案第29号について事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 議案第29号「さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

お手元の議案書の3ページ、をお願いいたします。この議案の提案理由でございますが、教育職員免許法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案書の1ページ、2ページを御覧ください。2ページについては、規則改正前後を記載する新旧対照表となっております。今回の教育職員免許法の改正において、条文が一部削除されました。これにより、当規則が参照している条文がずれますので、第16条の2の下線部分を第16条に条番号を修正するものでございます。

施行期日につきましては、令和4年7月1日となります。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくをお願いいたします。

細田教育長 何かありますか。

よろしいでしょうか。それでは、議案第29号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長 続きます。議案第30号について事務局から説明をお願いします。

特別支援教育室 議案第30号「さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

課長

議案書は4ページから9ページまでを御覧ください。

この議案は、令和5年度にさいたま市立ひまわり特別支援学校に知的障害教育部門高等部を設置するにあたり、さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正するものです。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

5ページの新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前でございます。第2条に関する別表の入学資格につきまして、改正前のひまわり特別支援学校高等部の入学資格は、「中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で肢体不自由であるもの」となっておりますが、高等部に知的障害教育部門を設置するにあたり、入学資格を「中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で肢体不自由であるもの又は知的障害であるもの」として改めるものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

大谷委員                   さいたま市における特別支援教育を大きく前進させる、第一歩であると感じております。私の、個人の感想ではありますが、今後ともこの方向性で注力していただきたい、前進させていっていただきたいと思っております。

細田教育長               私からも一言だけ申し上げさせていただきますと、大谷委員の仰るとおり大きな一歩となりますが、事務等は遺漏のないように、そして市民、保護者の皆様に十分に御理解いただけるよう周知し、開校を迎えられるようにしていきましょう。

他に御意見、御質問はありますか。

よろしいでしょうか。それでは、議案第30号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員                   <異議なし>

細田教育長               出席委員全員の賛成により、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第39号   さいたま市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長               続きまして、議案第39号について事務局から説明をお願いします。

教育総務課長           議案書の45ページを御覧ください。

議案第39号「さいたま市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

48ページを御覧ください。提案理由ですが、本件は、教育委員会会議における傍聴人への対応を明確に規定し、会議が円滑に行えるよう所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、46ページを御覧ください。第2条第2項は、傍聴人の人数についての規定となります。これまでは、「傍聴席の状況により教育長が定める」としていたものでございますが、改正後は、会場の規模に応じて、「会議の都度、教育長が定める」とし、傍聴人の人数の定め方を明確にするものです。また、第4項でございますが、報道機関に所属するものについての規定を新設し、一般の傍聴人と報道関係者の取扱いを分けることとするものです。

続いて、第3条でございますが、傍聴できない者を定める規定ですが、第2号において「危険物」を追記し、傍聴できない者をより明確化するものです。

次に、第4条では傍聴人の禁止行為を規定しておりますが、第4号にデモ活動等に見られる、はちまき又は腕章を着用しての傍聴、その他示威的行為を禁止する旨の規定を新設するものです。また、第7号は、録音や撮影についての取扱いを定めた規定となりますが、原則禁止であることを明確に記述するものです。

最後に、第5条は、傍聴人の退場についての規定となります。これまでは、傍聴を禁じたとき又は退場を命じたときに退場しなければならない旨を規定しておりましたが、どのような場合に退場を命ずるのか、より具体的に規定するもので、第1項ではこの規則に違反した場合、第2項では会議を非公開とするとき、と定めるものでございます。

施行期日は、公布の日となります。

なお、49ページからは、改正前の現行のさいたま市教育委員会会議傍聴人規則を参考資料として添付しております。

説明は以上となります。御審議の程をお願いいたします。

大谷委員

他行政委員会、他部局等との整合性についてはどのようになっておりますでしょうか。

教育総務課長

本市議会の規則等を参考にしておりますが、他にも埼玉県や他政令指定都市の状況を参考にしており、整合性については問題ございません。

細田教育長

他に何かありますか。

よろしいでしょうか。それでは、議案第39号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第39号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

また、傍聴の方に申し上げます。先程決まりましたとおり、ここからの審議につきましては、非公開となりますので御退室ください。

議案第31号 さいたま市学校災害救済給付金審査委員会委員の委嘱について  
<非公開案件につき内容は省略>  
<議案は原案どおり可決>

議案第32号 さいたま市立教育研究所運営委員会委員の委嘱及び任命について  
<非公開案件につき内容は省略>  
<議案は原案どおり可決>

議案第33号 さいたま市社会教育委員の委嘱について  
<非公開案件につき内容は省略>  
<議案は原案どおり可決>

議案第34号 さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会委員の委嘱及び任命について  
<非公開案件につき内容は省略>  
<議案は原案どおり可決>

議案第35号 うらわ美術館協議会委員の任命について  
<非公開案件につき内容は省略>  
<議案は原案どおり可決>

議案第36号 さいたま市公民館運営審議会委員の委嘱について  
<非公開案件につき内容は省略>  
<議案は原案どおり可決>

議案第 37 号 さいたま市立北図書館窓口等委託業務事業者選定委員会委員の委嘱  
及び任命について  
＜非公開案件につき内容は省略＞  
＜議案は原案どおり可決＞

細田教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたしま  
す。  
これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後 3 時 10 分